

---

プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	第 29 回ディスクロージャー専門委員会及び第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見及び対応案

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示に関連して、第 29 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 10 月 7 日開催）（以下「第 29 回専門委員会」という。）及び第 418 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 10 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

## ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

### 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正案

#### 【第 29 回専門委員会で聞かれた意見】

##### 修文に関する意見

2. 基準文案<sup>1</sup>の第 44-5 項では、「前項に加え、会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの（法令等）も含まれる」としているが、書出しの「前項に加え」と直前の 44-4 項（「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当する状況）との繋がりがわかりづらい。書出しは「また」とする方がわかりやすい。
3. 基準文案の 44-4 項は、「なお、対象とする会計事象等自体に関する会計基準等については明らかではないものの、」（下線部を追加）ではないか。

#### **(対応案)**

審議事項(3)-5 の基準文案の第 44-4 項及び 44-5 項において、修正後の文案をお示ししている。

---

<sup>1</sup> 聞かれた意見における「基準文案」とは、第 29 回専門委員会及び第 418 回企業会計基準委員会にてお示した基準文案のことを指している。第 29 回専門委員会及び第 418 回企業会計基準委員会の基準文案は、本資料の別紙を参照。

**【第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**

4. 特に意見は聞かれなかった。

**「コメントの募集及び公開草案の概要」の文案**

**【ASBJ 事務局の提案】**

5. ASBJ 事務局は、文案の修正に加えて、公開草案の公表期間を 2 か月強とすることを提案した。

**【第 29 回専門委員会で聞かれた意見】**

6. 特に意見は聞かれなかった。

**【第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**

7. 特に意見は聞かれなかった。

以 上

## 別紙

第 29 回専門委員会及び第 418 回企業会計基準委員会にてお示した基準文案  
(関連する項のみ抜粋)

## 結論の背景

## 会計上の取扱い

会計方針の開示の取扱い開示目的

44-4. 「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」とは、特定の会計事象等に対して適用し得る具体的な会計基準等の定めが存在しないため、会計処理の原則及び手続を策定して適用する場合をいう(第 4-2 項参照)。これには、例えば関連する会計基準等が存在しない新たな取引や経済事象が出現した場合に適用する会計処理の原則及び手続で重要性があるものが該当すると想定される。なお、対象とする会計事象等自体については明らかではないものの、参考となる既存の会計基準等(他の会計基準設定主体が定めた会計基準等を含む。)がある場合に、当該既存の会計基準等が定める会計処理の原則及び手続も含まれる。

44-5. 前項に加え、会計基準等には、一般に公正妥当と認められる会計処理の原則及び手続を明文化して定めたもの(法令等)も含まれる(適用指針第 5 項及び第 16 項)。これを踏まえると、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」には、業界の実務慣行とされている会計処理方法で重要性があるものも該当すると想定される。これには、企業が所属する業界団体が当該団体に所属する各企業に対して通知する会計処理方法が含まれる。

以 上